

輪島市農業委員会だより

2009年(平成21年)10月1日発行

発行：輪島市農業委員会
編集：輪島市農業委員会事務局
TEL (0768)23-1191



農業委員会 新体制でスタート

会長 松本太郎三郎
(門前町馬渡)
職務代理
運営委員
谷内 公司郎
(上山町)
向面 正一
(町野町寺地)
岩坂 一明
(深見町)
表 庄三
(町野町鈴屋)
(門前町井守上坂)

◆松本会長を中心 新役員決まる

八月五日臨時総会が開催され、役員の互選が行われ、会長以下次のとおり決まりました。

農業委員会は、各種団体からの選任委員六名を加え、総勢十九名でスタートしましたが、残念なことに一名の委員の方が八月にお亡くなりになりました。現在十八名で活動しています。



輪島市農業委員会
会長 松本 太郎三郎

就任のご挨拶

今年は梅雨時期の長雨により、一時水稻の収穫が危ぶまれましたが、その後の天候の回復により、平年並みに収穫が見込まれています。さて、この度八月五日の臨時総会において互選され、新輪島市となつてから、二期目となる会長の要職に就任させていただきました。

皆様もご存知のとおり、我が国の農業・農村は、食糧自給率向上を中心とする、農業の構造改革を進めているところであります。こうした中で、農業委員会組織の役割として、優良農地の確保と有効利用、農業の担い手の確保・育成の取組みが強く期待されているところであります。

これらの取組み成果を目に見えるものとするため、農業委員会組織自らが組織・活動の取り組みに努め、行動する農業委員会としての実践活動の強化を図ることが重要と考えています。厳しい農業情勢下ですが、農業委員一人一人が、農業者の代表として参る所存ですので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

輪島市長 梶 文秋



「農業委員会だより」が発刊されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市町合併から、はや三年と八ヶ月余りが経過いたしました。合併してから二度目の改選となるわけですが、今回定数の見直しにより、二十六名から選挙での十三名と、選任による委員六名の十九名へと削減されました。その中でも今回、当市では初となる、女性の委員が誕生いたしました。女性ならではのきめ細やかな観点で、農業委員会活動の更なる活性化に向けて、頑張つていただきたいと思います。また、勇退された委員の皆様方に、これまでの御苦労に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも本市の農業行政に対し、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農家の皆様におかれましては、労働力および後継者不足に加え、近年の燃料油の高騰と米価の低迷等で、農業を取り巻く状況が、大変厳しくなってきていることと思います。

全国的に今話題となっている、耕作

放棄地の多さが、まさにそれを物語つているかのようです。

その耕作放棄地の解消に向けて、昨年十二月に農林水産省は国内における食料供給の強化を図るための、新たな農地政策の方向につき、「農地改革プラン」を取りまとめ公表しました。これは、優良な農地を確保するため、これまでの農地法の基本を抜本的にあらため、「所有」から「利用」に再構築することを主眼においています。

ご存知の方もおいでるかと思いますが、今年六月の国会で法改正案が通過し、二十一年中にも施行される見通しどとなっています。農地を会社でも個人でも借りやすくし、有効的利用することで、国内自給率をアップさせることを目標としています。

幸いにも当市においては、法改正前から、市と協定を結び、建設業者の三社が、農業に参入され耕作しております。

結びに、農業委員の皆様におかれましては、定数の削減と改正農地法の施行による責務の増大により、大変かと思いますが、松本会長を先頭に将来の地域づくり、活力ある農業の振興のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶いたします。

農業委員紹介

上田 信江

(房田町) 公選

大村 正博

(門前町小山) 公選

森谷 正美

(門前町野川西) 公選

谷内 公司郎

(上山町) 公選

田中 向面

(町野町寺地) 公選

田中 喜義

(白米町) 公選

新澤 犀

(三井町与呂見) 公選

表 庄三

(門前町井守上坂) 公選

梅村 昭十郎

(門前町走出) 公選

岩坂 一明

(深見町) 公選

山崎 覚治

(門前町道下) 公選

松本 太郎三郎

(門前町馬渡) 公選

浦 啓一

(尊利地町) 共済組合推薦

田上 正男

(大野町) 市議会推薦

若松 勝治

(門前町道下) 町野町農協推薦

中村 代治郎

(町野町鈴屋) おおぞら農協推薦

水戸 修補

(杉平町) 町野町農協推薦

谷内 正一

(町野町鈴屋) 土地改良区推薦

◎ 農地に土砂を入れ、盛り土して畑にするには？

土砂を盛り、畑にするには、農業委員会に届出をし承認を得なければなりません。申請には

- ① 申請は、従来本人及び代理者にも認めていたが、今後は地権者がおこなう。（届出人欄。）
- ② 届出時には耕作計画書を必ず添付する。
- ③ 完了報告書は、完了後速やかに提出する。
- ④ 届出のあつた地区的担当農業委員は、計画に基づいて指導・監督を行う。
- ⑤ 完了後の調査を、年2回実施する。時期は、春作と秋作時期とする。
- ⑥ 申請に適合していない場合は、農業委員会から勧告書を送付する。
- ⑦ 農地であることから、当然産業廃棄物の混入はさせない。

◎ 農地を買う（農地法3条）のに係る下限面積表（平成21年10月1日現在）

	区域	面積		区域	面積		区域	面積
内 容	旧輪島市 旧町野町 旧西保村 旧大屋村 旧河原田村	20アール 40 " " 30 " " 30 " " 30 " "	内 容	旧鶴巣村 旧南志見村 旧三井村 旧門前町 旧劍地村	30アール 30 " " 40 " " 30 " " 40 " "	内 容	旧諸岡村 旧浦上村 旧七浦村 旧本郷村 旧黒島村	30アール 30 " " 30 " " 30 " " 20 " "

◎ 農地を買う（農地法3条）のに係る通作距離判断基準（平成21年10月1日現在）

内 容	<p>1. 通作距離は原則40km以内とする。なお、通作距離40kmを超える場合は、特段の事情がない限り許可しないものとする。</p> <p>2. 権利を取得しようとするものが次のいずれかに該当し、かつ、当該申請地への通作が可能であると認められる場合には、1の特段の事情に該当するものとする。</p> <p>ただし、権利を取得しようとするものが、当該申請地の周辺（概ね同一区域）において、当該申請地を含めた取得後の経営面積が概ね10アール以上であることとする。</p> <p>① 中核農家登録制度運営要綱に基づき、中核農家台帳に登録されている者。（中核農家）</p> <p>② 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、県内の市町において農業経営改善計画の認定を受けている者。（認定農業者）</p>
--------	--



白米の千枚田で田植え
（トピックス）

五月十七日、千枚田
オーナーら約百二十
人が田植えを行った。
あいにくの雨にも
かかわらず、同制度の
特別名譽会員である
北村茂男衆議院議員
と岡田直樹参議院議員
も東京から駆けつ
けて、松本会長から手
ほどきを受けながら、
手で苗を植えた。

本市の農業振興発展にご活躍を賜り、お礼申し上げます。
今後とも、地域農業振興のために、ご尽力くださるようお願いいたします。
大変ご苦労さまでした。

■ 退任農業委員（順不同）

故谷弘明氏	故永谷松雄氏
坂本前原郁夫氏	大井一成氏
上平道下憲秋氏	西田政夫氏
公一氏信幸氏	宮本宏氏
一雄氏	尾形成雄氏
	故北林野中
	宮崎茂氏
	松本喜四志氏
	谷武英氏
	要進氏

ごくろうさまでした

農家のための情報誌 「全国農業新聞」の購読をあなたも

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 600円（ひと月）
- 申込先 農業委員会事務局まで
- 連絡先 23-1191

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



=新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい=